



税務相談

税理士法人ホサカ事務所
所長 保坂 英夫



相続税の申告の対象となる財産と注意すべき預貯金

① 本来の相続財産

相続税の対象となる財産は、金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべてのものをいいます。相続税の財産は、民法上の財産（「本来の相続財産」と相続税の課税の公平の見地から課税の対象となる財産（「みなし相続財産」）があります。

- ・ 本来の相続財産（民法上の相続財産）には次のような財産が該当します。
 - ・ 現金、預貯金
 - ・ 貸付金
 - ・ 有価証券
 - ・ 不動産と不動産上の権利（土地建物、借地権等）
 - ・ 各種動産（自動車、宝石、書画骨董品）
 - ・ ゴルフ会員権
 - ・ 未収金（配当金、高額療養費）
 - ・ その他（事業用財産、家庭用財産）

② みなし相続財産

みなし相続財産には相続税法の規定において次のものがあります

- ・ 死亡保険金
- ・ 生命保険契約に関する権利
- ・ 死亡退職金
- ・ 定期金に関する権利他

③ 預貯金の相続税の申告をする際の注意点 被相続人の預貯金

亡くなられる前に一定の金額を引出している場合注意が必要です。葬儀費用や医療費の精算のために使われたものであっても相続財産となります。

- ・ 贈与の実行
- ・ 贈与後の管理支配
- ・ 贈与税の申告

ところで、平成30年の「仮払い制度」の創設により法定相続分の3分の1まで（限度額あり）他の相続人の合意なく預金を引出すことが可能になりました。そしてこれは相続財産として取扱うことになります。

家族名義の預金

預金の名義となっている人物と実際の預貯金の所有者が異なる預金を名義預金といいます。

財産の所有者を判定するにあたり、名義人を所有者と考えてしまい、相続財産から漏れやすくなってしまいます。被相続人が取得等のための資金を拠出していた場合、被相続人の財産と認められて相続財産になります。名義預金と認定されないようにするには名義預金を作らないことです。どうしても家族名義にしたい場合は以下のように適切な方法で贈与する必要があります。